

令和7年9月20日

北九州市立消費生活センター わかものサポートニュース



セルフホワイトニングは クーリング・オフ できません!

【相談事例】

通常1回4000円の歯のセルフホワイトニングがお試し500円だった。施術前に、「セルフホワイトニング定額通い放題が、1カ月11,000円」だと説明をされた。施術後「継続しますか?」と聞かれ、断れない雰囲気だったので仕方なく契約し、1カ月分を支払った。解約希望だが、6カ月以内に解約すると違約金2万円を払わなければならない。

お試し体験後、契約を急かされ、断れずに契約してしまうトラブルが増加しています。また、**最低利用期間内に中途解約すると違約金がかかる**こともあり、注意が必要です。

【アドバイス】

□自身で機器等を使用する「セルフ」の施術は、
一般にクーリング・オフできません。

*セルフホワイトニングは、自身で機器等を使用するため、一般に特定商取引法のクーリング・オフの対象外となるケースが多く、中途解約のルール等も適用されません。



□契約を急かされても、その場で契約せず、きっぱりと断りましょう。
□契約する際は、契約期間や違約金の有無など、契約内容をよく確認しましょう。

一人で悩まず相談しましょう。

※通話料は全て有料です。

消費者ホットライン ☎188 (いやや)

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782